

## 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.09」を「100分の7.07」に改める。

第7条中「100分の2.36」を「100分の2.35」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。